

第三次環境基本計画の進捗状況の 第4回点検の進め方について

1. 重点点検分野

第三次環境基本計画に定める10の重点分野政策プログラムのうち、以下の5分野を重点点検分野として位置付ける。当該分野は、第2回点検（平成20年実施）における5分野と同じである。（平成18年12月20日第41回総合政策部会決定事項）

- (1) 地球温暖化問題に対する取組
- (2) 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
- (3) 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
- (4) 生物多様性の保全のための取組
- (5) 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

[参 考]

重点分野政策プログラム名	H19	H20	H21	H22
地球温暖化問題に対する取組		○		○
物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○
都市における良好な大気環境の確保に関する取組	○		○	
環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組	○		○	
化学物質の環境リスクの低減に向けた取組		○		○
生物多様性の保全のための取組		○		○
市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり	○		○	
環境保全の人づくり・地域づくりの推進		○		○
長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備	○		○	
国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進	○		○	

2. 点検のスケジュール

- 平成22年2～3月 アンケート調査の実施
- 平成22年4～7月 関係府省の自主的 point check
ブロック別地方ヒアリング（環境シンポジウム）
- 平成22年6～10月 総合政策部会及び環境基本計画点検小委員会における審議
点検報告書のとりまとめ

3. 点検の進め方

- ① これまでの点検と同様、重点点検分野のうち、中央環境審議会として関心が高い事項を「重点調査事項」と位置付け、点検を行う。
- ② 5つの重点点検分野のうち、個別計画が存在する3分野
 - (1) 地球温暖化問題に対する取組
 - (2) 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
 - (4) 生物多様性の保全のための取組については、
 - 1) 第2回点検と同様に、点検作業の重複を可能な限り避けるため、個別計画の点検等を活用することとし、当該3分野を所掌する中央環境審議会の部会における個別計画の点検や、重点点検分野に係る検討の報告等を通して点検を行う。
 - 2) 第2回点検において、重点点検分野ごとに3つ設定した重点調査事項は、各重点点検分野の内容を概ね網羅しており、依然として重要な事項と考えられることから、今回の点検においても、同様の3つの重点調査事項を設定して点検を行う。

ただし、「(4) 生物多様性の保全のための取組」については、

 - ・ 平成21年度に実施した第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月閣議決定）の実施状況の点検において、同戦略に掲げられた4つの基本戦略（計画期間内に重点的に取り組むべき施策）ごとに点検を行っていること
 - ・ 生物多様性国家戦略2010（平成22年3月閣議決定）においても、この4つの戦略を引き続き掲げていること
 - ・ この4つの戦略は、第2回点検において設定した3つの重点調査事項を網羅するものとして整理できることから、第2回点検において設定した3つの重点調査事項を、この4つの戦略に対応する4つの重点調査事項に再編して点検を行う。
 - 3) 各重点調査事項の点検に当たっては、第2回点検の報告書において掲げられた「今後の政策に向けた提言」についてのその後の取組状況等の点検のみならず、当該重点調査事項についての網羅的な点検を行う。
- ③ 5つの重点点検分野のうち、
 - (3) 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
 - (5) 環境保全の人づくり・地域づくりの推進の2分野については、前回（第3回）と同様の手法で点検を行う。具体的には、
 - 1) 重点点検分野ごとに、第2回点検における重点調査事項と異なる新たな重点調査事項を、1分野につき1つ設定して、その取組状況等の点検を行う。
 - 2) 第2回点検における重点調査事項については、第2回点検報告書において掲げられている「今後の政策に向けた提言」の内容について、その後の取組状況等の点検を行う。
- ④ 前回（第3回）の点検と同様、「事象面で分けた重点分野政策プログラム」6分野に属する重点点検分野（(5)以外の重点点検分野）の点検に当たっては、他の分野との関わりや連携状況についても点検を行う。

また、すべての重点点検分野について、分野ごとに、今後行われる第四次環境基本計画の策定に向けての意見も聴取する。

- ⑤ このほか、予防的な取組方法の考え方に基づく施策及び環境情報戦略に係る施策のフォローアップも行う。

4. 重点調査事項の設定

- 個別計画が存在する3分野（(1)地球温暖化問題に対する取組、(2)物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組及び(4)生物多様性の保全のための取組）の重点調査事項は、3. ②の2)に基づき、以下のとおりとする。

重点点検分野(1) 地球温暖化問題に対する取組

- 重点調査事項① 京都議定書の6%削減約束の確実な達成のための取組
重点調査事項② 温室効果ガスの濃度の安定化に向けた中長期的継続的な排出削減等のための取組
重点調査事項③ 地球温暖化による避けられない影響への適応のための取組

重点点検分野(2) 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

- 重点調査事項① 自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れた適正な循環の確保
重点調査事項② 関係主体の連携や国際的な取組による施策の総合的かつ計画的な推進
重点調査事項③ 物質フロー等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析と公表

重点点検分野(4)：生物多様性の保全のための取組

- 重点調査事項① 生物多様性を社会に浸透させる取組
重点調査事項② 地域における人と自然の関係を再構築する取組
重点調査事項③ 森・里・川・海のつながりを確保する取組
重点調査事項④ 地球規模の視野を持って行動する取組

【参考】 「重点調査事項(4)：生物多様性の保全のための取組」の第2回点検時の重点調査事項

重点調査事項①：生物多様性の保全・再生の強化のための取組

重点調査事項②：生物多様性の保全に向けた広域的・横断的な視点での総合的な取組

重点調査事項③：生物・生態系サービスの持続的な利用のための取組

- そのほかの2分野（(3)化学物質の環境リスクの低減に向けた取組及び(5)環境保全の人づくり・地域づくりの推進）の重点調査事項は、次の留意事項を踏まえつつ、下のとおりとする。

（重点調査事項設定の際の留意事項）

- ・ 深掘りした分析が可能となるよう、できるだけ論点を絞った内容となるよう配慮する。
- ・ 設定の際には、可能な範囲で、指標の動向も参考とする。
- ・ 報告を求める府省をあらかじめ特定する。
- ・ 設定方法は、第三次環境基本計画策定時に、当該重点点検分野の主担当となった委員が項目案を作成し、関係省庁の意見も踏まえ、総合政策部会で決定する。

重点点検分野(3)：化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

【 新規設定事項 】

重点調査事項①	科学的な環境リスク評価の推進
調査内容項目	<p>化学物質による環境リスク低減対策の基礎となる科学的なリスク評価を進めるため、化学物質の安全性情報の収集、環境残留状況の把握、新たなリスク評価のための手法開発等への取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 化学物質の安全性情報の収集・発信に係る取組状況</p> <p>b) 環境中における化学物質のモニタリング実施状況と今後の方向性</p> <p>c) 人の健康及び生態系に対するリスク評価手法等の調査研究・開発状況とその課題</p>
関係府省（回答府省）	文科省、厚労省、経産省、農水省、国交省、環境省

【 第2回点検後フォローアップ事項 】

重点調査事項② 化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
 重点調査事項③ 国際的な観点に立った化学物質管理の取組

重点点検分野(5)：環境保全の人づくり・地域づくりの推進

【 第2回点検後フォローアップ事項 】

- 重点調査事項① 環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
- 重点調査事項② 環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組

【 新規設定事項 】

重点調査事項③	多様な主体の連携・協力によって、より良い環境、より良い地域をつくるための地域全体としての意識・能力を向上させる取組
調査内容項目	<p>地域に係る多様な主体が、より良い環境、より良い地域をつくるために互いに連携・協力しながら、地域全体としての意識や能力を向上させること、すなわち「地域環境力」を向上させることを目指すという観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る取組の状況と今後の方向性</p> <p>b) 「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る取組の地域における具体的事例</p>
関係府省（回答府省）	総務省、文科省、経産省、農水省、国交省、環境省